

# 第 1 6 2 6 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和 4 年 11 月 1 日
自	13 時 30 分
至	15 時 50 分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### — 公 開 —

#### (報告事項)

- 第50号 島根県教育委員会優秀指導者表彰の受賞者について（総務課）
- 第51号 令和3年度生徒指導上の諸課題に関する状況について（教育指導課）
- 第52号 令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症等への対応に関わる方針について（教育指導課）
- 第53号 令和5年度島根県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症等への対応に関わる方針について（特別支援教育課）
- 第54号 令和4年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰について（保健体育課）
- 第55号 令和4年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について（社会教育課）

————— 以上原案のとおり了承

### — 非公開 —

#### (議決事項)

- 第18号 令和5年秋の叙勲候補者の推薦について（総務課）
- 第19号 島根県立八雲立つ風土記の丘の指定管理者の指定について（文化財課）

————— 以上原案のとおり議決

#### (協議事項)

- 第4号 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜制度の改善方針について（教育指導課）

————— 以上資料により協議

#### (報告事項)

- 第56号 令和4年人事委員会勧告及び報告の取扱いについて（総務課）
- 第57号 令和4年度地域文化功労者文部科学大臣表彰について（文化財課）

————— 以上原案のとおり了承

## II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】  
野津教育長 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員 生越委員

2 欠席者  
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
中澤教育次長	全議題
佐藤参事（教育指導課長取扱）	公開議題、協議第4号
森山参事	公開議題、議決第19号、 報告第57号
村本教育センター所長	公開議題
小畑総務課長	全議題
幸村教育施設課長	公開議題
大野学校企画課長	公開議題
中西県立学校改革推進室長	公開議題
中村地域教育推進室長	公開議題
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題
徳永保健体育課長	公開議題
野々内社会教育課長	公開議題
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題、議決第19号、 報告第57号
津森世界遺産室長	公開議題
舟木福利課長	公開議題
瀧総務課調整監	公開議題
足立総務課調整監	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

福井総務課長代理	全議題
佐々木総務課人事法令グループリーダー	全議題
恩田総務課主任	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	6件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	2件
	その他事項	0件
署名委員	河上 委員	

### 報告第 50 号 島根県教育委員会優秀指導者表彰の受賞者について（総務課）

○小畑総務課長 1 の 1 ページをお願いします。この表彰制度は今年度から始めたもので、表彰の目的及び対象要件は資料 1 及び 2 のとおりである。

本日、11 月 1 日時点で 3 の一覧のとおり 17 名を表彰している。（1）は教育長表敬訪問時に表彰した 4 名である。1 番目の浜田高校の石村武史実習主任は、指導する浜田高校放送部が NHK 杯全国高校放送コンテストラジオドキュメント部門で 3 位にあたる優秀賞の成績であった。2 番目の横田高校の伊藤直登教諭は、指導する横田高校ホッケー男子が全国高校総体で 2 連覇を達成された。なお、直後の国体でも 1 位の成績を残されている。3 番目の出雲農林高校の大畑篤郎教諭は、指導する出雲農林高校三島まりあさん、橋本寧々さんのペアが全国高校総体女子カヤックペア 500m で 2 連覇を達成された。なお、直後の国体では、少年男子カナディアンペア 3 位など好成績を残されている。4 番目の出雲工業高校の高野史哉実習助手は、指導する出雲工業高校放送部が、全国高等学校総合文化祭放送部門で 3 位にあたる優秀賞の成績であった。

（2）は本日、皆さまにも御出席いただいた「しまね教育の日」式典時に表彰式を執り行った 13 名となる。1 の 1 ページから 1 の 2 ページにわたって一覧にしているが、成績等の説明は割愛する。今後とも表彰の実績については、ある程度まとめた形で、この会議で報告していく。

———原案のとおり了承

### 報告第 51 号 令和 3 年度生徒指導上の諸課題に関する状況について（教育指導課）

○野津子ども安全支援室長 資料 2 の 1 ページをお願いします。毎年、文部科学省が行う問題行動不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査の公表に合わせ、島根県の状況を報告するものである。

1. 暴力行為の発生件数についてである。本調査においては、当該暴力行為によって、けががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害届の有無などに関わらず、暴力行為に該当するもの全てを対象としている。公立の小・中・高等学校の合計で 667 件、1,000 人当たりの発生件数は 10.2 件あった。発生件数、1,000 人当たりの発生件数いずれも 4 年ぶりの増加であった。県民当たりの発生件数は、全国平均を上回っている

が、県内の学校が荒れているという状況にはないと認識している。暴力を伴う児童・生徒同志のけんかを積極的に暴力行為として認知したこと等で増加されたと考えている。学校が細かく子どもたちの様子を見て、その都度、指導を行なっている状況である。引き続き、ひとつひとつ丁寧に対応をしていくことが必要だと考えている。

2. いじめの状況等についてである。いじめは、例え些細な情報であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から積極的にリンクすることが大切である。公立の小・中・高等学校、特別支援学校の認知件数の合計は2,650件、1,000人当たりの認知件数は39.7件であった。認知件数、1,000人当たりの認知件数いずれも3年ぶりに増加した。1,000人当たりの認知件数は全国平均を下回っている。教職員に対する研修等で、いじめの積極的な認知をするよう働きかけたことで、児童・生徒間の暴力をいじめと認知することが増えたこと等が増加作用と考えている。いじめ防止対策推進法の周知が進み、各学校において、組織的な対応が図られていると認識している。

3. 小学校・中学校の長期欠席者のうち不登校の状況についてである。長期欠席者は、欠席日数と出席停止、忌引き等の日数の合計が30日以上のものである。病気、経済的理由、不登校、新型コロナウイルス感染対策、その他のいずれかから、主な理由の一つを選び、報告することになっている。公立小・中学校の不登校の児童・生徒の合計は1,528人、1,000人当たりの人数は30.0人であった。不登校児童生徒数、1,000人当たりの人数ともに6年連続の増加であった。1,000人当たりの人数は全国平均を上回っている。2の2ページをお願いする。コロナ禍において休校や学年閉鎖などで生活リズムが崩れたこと。人間関係づくりの機会を失い、学校を休むことへの抵抗感が低下していること等が増加した要因であると考えている。長期欠席者のうち不登校を理由とする者の数が全国より高い状況が続いているが、頭痛や腹痛で欠席する場合でも背景に不登校が疑われる場合には不登校と分類することがあることも影響していると考えている。

4. 高等学校の長期欠席者のうち不登校の生徒の状況である。公立高等学校の不登校の生徒数は300人。1,000人当たりの生徒数が22.5人であった。生徒数、1,000人当たりの生徒数、いずれも2年連続の増加であった。1,000人当たりの生徒数は、全国平均を上回っている。比較的規模の大きい学校において人数が増えている傾向にあった。新型コロナウイルス感染回避のため、年度当初等に行っている人間関係づくりのための活動ができなかったことも影響しているのではないかと考えている。

5. 高等学校中途退学者等の状況である。公立高等学校の中途退学者は87人、在籍者数に対する割合は0.6%であった。中途退学者数、割合ともに5年連続の減少であった。在籍者数に対する割合は全国平均を下回っている。中学校でのキャリア教育や高校のオープンキャンパスなどによる情報提供によりミスマッチがなくなり、進路変更などの退学が減少していると考えている。

Ⅱ 島根県の対応である。生徒指導上の諸課題に対して、「未然防止」「早期発見・早期支援」の取組を進め改善を図る。全ての児童生徒にとって居場所があり、絆が実感できるような魅力ある学校づくりを進め、いじめや不登校が生じにくい、環境づくりにつなげていくために校長対象の施策説明会や校長会等で取り上げ、管理職・生徒指導主任等を対象とした研修を実施している。また、いじめや不登校の状況をできるだけ早期に発見し、組織的な支援を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各学校に配置・派遣する等の取組を行っている。

○朋澤委員 暴力行為、いじめ、不登校と3つでできたが、これは、同じお子さんが重なってカウントしておられる場合もあるか。

○野津子ども安全支援室長 はい。そういう場合もある。

○朋澤委員 暴力行為のところで、けががあるかないか関係なく該当にすると説明があった。1の(3)にけんかを積極的に暴力行為として認知したとあるが、けんかはどういうことをイメージしているのか。

○野津子ども安全支援室長 例えば、些細なことで言い合いになって小競り合い、口喧嘩など、本当に些細のことから手が出るけんかまで幅広く捉えている。

○朋澤委員 学校において授業中は、なかなかこういうことは起こりえず、休み時間にあると思うが、先生方がよくみられているということか。

○野津子ども安全支援室長 はい。そのように認識している。学校には組織的に学校を挙げていじめの早期発見、認知に努めてくださるようお願いをしている。学校も、そのように対応しているということで、担任だけではなく、学校を挙げて子どもたちをみているということだと思う。

○原田委員 まず、高校の中途退学者の数が減ったことはいいことだと思う。中学校は、小学校と高等学校の間でとても大事な組織だと思う。このところがしっかりと子どもたちと見つめ合って、進路を選んでいく結果が花開いているのかと思うと、とても嬉しく思う。

2の3で、暴力行為の数やいじめの状況が、どれだけ起きたかという対比はよくわかるが、この数が、その後、指導がどのようになったのか、いじめが解消したのか。目に見えてというのはわからないかもしれないが、そこのあたりのいじめが起こって、対応して、こういうふうに変更したという報告とか事例があるか。

○野津子ども安全支援室長 令和3年度の状況は2,650件。公立の小中高等学校、特別支援学校で認知件数があった。そのうち1,891件が年度末で解消しているという報告を受けている。

○原田委員 2の2の島根県の対応で、早期発見、早期支援・未然防止、とても大事な取組をされていらっしゃる。スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを配置しているが、それを配置したことで早期発見へつながって、早めにその未然防止ができたというような事例があるか。

○野津子ども安全支援室長 スクールカウンセラーの方に、教員が教育相談の手法を学び、生徒たち全てに教育相談を行ったというようなケースの報告を受けている。スクールカウンセラー1人では、全てみるというのは当然難しいという状況だが、先生方にノウハウを伝授する。それによって、先生方が力量を高めて子どもたちの教育相談に臨むと、そういう例を聞いております。

○原田委員 前回、教育委員で学校訪問に行ったときに、スクールソーシャルワーカーではないが、ICTの支援員が配置されて活用されている。ある学校では、活用したいときに、なかなか学校に来てもらえず、うまくできていないという声もあった。スクールカウンセラーはそういうことはなく、うまく活用できているか。

○野津子ども安全支援室長 現状として、スクールカウンセラーは全ての学校に配置をしているが、常勤しているというわけでない。もちろん、学校全てにタイムリーに対応することは、状況では厳しいと思っている。しかし、できるだけスクールカウンセラーと学校が連絡を取り合って、学校や子ども、保護者のニーズに対応できるようにしていくと認識している。

○原田委員 2の4の長期欠席者の中学校のところで令和3年度が96という病気の数だが前年度から比べても大きくなっていると思う。36も多いというのは何か特定の病気とかそういうのが増えたということか。

○野津子ども安全支援室長 主な理由のどこに入れるかというところは、学校の判断で計上している部分である。予想では、病気でお腹が痛い、頭が痛いなどを不登校として背景



を疑って計上すれば不登校と。やはり、病気での欠席であるという判断をする場合は、病気の数字で増えていると考えている。

○河上委員 不登校の課題について、先ほどから年々増加傾向とあってなかなか減らないと伺っている。しかも、全国的にみても島根県の数が非常に多いというデータが出ているが、「未然防止」や「早期発見・早期支援」をされていることは、非常にいいことだが、全く数値に表れていない。毎年同じような対応の御報告をいただいているような感覚があり、もっとカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの充実を是非、要望したい。複数の学校を回られていると思うので、十分に配置が届いていないのではというのと、保護者の対応をしっかりしていただけるよう要望を併せてお願いしたいと思う。

○野津子ども安全支援室長 スクールカウンセラーの人数、総時間数など、なかなか財政的な部分もあり難しい面もある。しかしながら、できるだけ工夫して、必要な学校に届くように配置の工夫を行っていきたいと思う。

○生越委員 早期発見・早期支援のところで、先日、NHKのニュースの記事で、授業を家や学校の別室でオンラインで授業を聞いていくうちに、だんだんその不登校の生徒が学校に通えるようになり、不登校の人数が減ったという記事をみた。そういう取組を計画されているなどあるか。

○野津子ども安全支援室長 市町村から情報が入ってくる。教育支援センターという市町村が設置している不登校のお子さんに学習支援など様々な支援をしている施設があるが、そこと不登校のお子さんをつないでオンラインで教室の状況を配信して、その様子を見て教育支援センターに通っていた不登校のお子さんが教室復帰を果たしたという報告を市長村から受けている。県内にもそういう事例がある。

○朋澤委員 実際に、学校に行かれないというのは本当に家にとっては、すごく大きな問題だと思う。年々、不登校のお子さんが増えていることに対して校長、教頭試験の面接でお伺いしたときに、先生方はチームで対応すると言われる。チームでということや学校の問題として対応してくださっていることがよくわかるが、チームで対応というところと先生方の勤務の時間は、不登校のお子さんに対して授業が終わった後の対応などにもなるかと思う。先ほどのスクールカウンセラーの配置の問題などで学校からは、その不登校のお子さん方に関しての対応で、困り感とか職員の人数やスクールカウンセラーの配置など、具体的に学校から苦慮しておられる意見などが出てくるか。

○野津子ども安全支援室長 市町村から聞いて小中学校の様子が入ってくる。そういう中で、家庭から出られない、引きこもっている状況、こういう子どもたちに対する支援というところで学校は苦勞をしている。さらに、中にはもういい、支援は必要ないなど、家庭の方が拒むというケースもある。学校は支援したいが家庭の方がいいというところで困っているというような声も聞く。不登校というのは、先ほど言われたが問題行動ではないので、不登校の子が自分は不登校だからだめだとか、保護者の方もうちの子は不登校だからだめだからと。そうではない。時には休養があったりと、そこも含めて、社会的に自立していくことが大事である。もちろん学校復帰できればいいが、そこだけに捉われると本質を見失ってしまうというところで、学校も担任1人で抱え込まないように、みんなで支援していこうと取り組んでいる。

○朋澤委員 先ほど生越委員も言われた授業配信でということもあったが、学校に復帰することだけが目的ではない、解決方法ではないということも含めて、市町村で不登校のお子さんに対して居場所づくりとして、このような何かしているという事例があるか。

○野津子ども安全支援室長 市町村では、例えば人的な支援をして不登校というか、教室に入れないうちに入塾式でも対応できるような人的配置をしたり、先ほど言った家庭にとって引っ込みがちな子に対しての家庭訪問など、そういう人材を配置しているところもある。また、未然防止でいうと、県も財政支援しているが、子どもたちが学級に居場所があるか、満足度はどうなのというようなアンケート調査をしながら、集団で学級作りに生かしていくというような取組をしているところがある。

○朋澤委員 保護者の方にとっても大変な問題だと思う。そのお子さんの今しかないときというのも含めて、また、今のお気持ちも大事にさせていただきながら、よりよい支援の方法がみつければいいと思う。

○池田委員 生徒指導上の諸課題ということは、いじめや暴力問題や不登校にとどまらず、昨年のこの場で聞いたヤングケアラーの問題である。子どもは学校に通っているが、親の病気や精神状況などでつらい思いをしていて、県立高校の学校に相談したが、それはあなたのお母さんのことだから、あなたがしっかり見てあげなきゃと。今、ヤングケアラーのことで騒がれているのに、その対応はないだろうと思う。それで、その子どもさんが相談したのが学校ではなく、同じ町にある障がい者の就労支援をしている事業所だった。この生徒が学校でなければ、どこに相談に行けばいいんだろうというのを関わった人から聞いて、そういう問題はきっとでてくるだろうと感じたので、県としてヤングケアラーの統計

上の数字も何も出ていないが、昨年もヤングケアラーがどうなっているかと聞いた。もうちょっと対応していただけないかと思う。

○野津子ども安全支援室長 県立学校にはヤングケアラーを含めて、生徒たちの背景の困り感に丁寧に対応するようというので、まずはしっかりと気付く。生徒の声、保護者の声に耳を傾けていくと。そういう中で、スクールソーシャルワーカー等の福祉の専門家の力を借りながら、問題解決にあたっていると認識しているが、現実にも今、おっしゃったようなケースがあるのはとても残念で、こちらでも改めて周知等していきたいと思う。ヤングケアラーのことは、子どもの困り感に対応していくとヤングケアラーの問題が潜んでいたり、又はヤングケアラーだけではない様々なところが絡んでいたりすることもあると思うので、さらに、スクールソーシャルワーカーを含めた組織的な対応を一層進めていきたいと思っている。

———原案のとおり了承

## 報告第 52 号 令和 5 年度島根県公立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症等への対応に関わる方針について（教育指導課）

○佐藤参事 3 ページをお願いします。公立高等学校令和 5 年度入学者選抜については、10 月 18 日に詳細な実施方法などについて定めた要綱を策定し、ホームページで公表するとともに、各市町村教育委員会や中学校など関係方面に送付した。この要綱に従って、通常のスケジュールでの選抜を実施するが、新型コロナウイルス感染症等の影響などが懸念される場所があり、こうした不足の事態が生じた場合の対応について、昨年度の対応をベースに、方針を併せて定めているので御報告する。

1 趣旨は、新型コロナウイルス感染症等の状況を考慮し、受検生の不利益が生じないように対応を定めるものである。

2 推薦選抜等における対応であるが、検査は 1 月中旬に実施するものである。これについて（1）特に隠岐地区の学校への移動など感染リスクが懸念される状況を考慮して、①松江会場を実施する。これについては②各高等学校が会場の設定を判断し、③実施日を 1 月 19 日、20 日とする。④対面での面接を実施するが、状況によってはオンラインでの実施を認める。また、（2）感染の状況により、推薦選抜等の検査を学校会場で実施することが困難になった場合は、学校以外の公共施設で実施することがあること。（3）新型コロナウイルスに感染するなどにより実施ができなかった場合は、1 月 25 日に別の実施

日を設定する。この場合も松江会場を設定することがある。さらに、（４）国外からの志願者に対しては個別に対応することとする。

３ 一般入学者選抜における対応は、予定では３月７日に学力検査を行い、学校によっては翌日に面接等を実施する。追検査が必要になった場合は３月１３日に実施する。その際、（１）感染状況により、検査を学校会場で実施することが困難になった場合は学校以外の公共施設で実施することがあること。（２）受検生の状況により追検査の受検も困難と判断される状況が生じた場合は、３月７日に対応を決定する。受検生に不利益が生じないように対応することを検討することとする。

○朋澤委員 検査の日に途中で気分が悪くなったり、発熱が分かったりしたときはどのような対応をするのか。

○佐藤参事 実際には受検の前の判断を求めており、コロナウイルス感染症に限らず、インフルエンザが懸念されているので、そういう場合も発熱症状があれば、以前は別室受検を選択する場合もあったが、今は追検査に回っていただくことが多く、途中で数科目受けてリタイアするというのが認められない。受検の前に十分相談しながら、不利益にならないようにしてもらいたい。

○朋澤委員 もうやり切ってしまうか、一切やらないかどうかということか。

○佐藤参事 そのとおりである。

———原案のとおり了承

## 報告第 53 号 令和 5 年度島根県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症等への対応に関わる方針について（特別支援教育課）

○妹尾特別支援教育課長 ４の 1 ページをお願いします。1 趣旨としては、特別支援学校高等部及び専攻科の入学者選抜の志願者が新型コロナウイルス感染症等の状況により不利益を被らないようにする対応について、昨年度と同様に行うものである。

２ 具体的な対応を様々な場合にに応じて書いている。４の 2 ページのフローチャート図と併せて御覧いただきたい。（１）志願者が罹患等により受検できない場合は、入学者選抜の実施要領に基づき追検査を実施する。（２）検査を実施する特別支援学校内で罹患者または濃厚接触者が判明した場合、①検査日が臨時休業中のとき、特別支援教育課と協議をして実施できると判断があった場合には、予定どおり検査を実施するが、志願者が日常的に医療的ケアを必要としたり、基礎疾患がある場合には、検査日を別日に設定すること

ができるとしている。更に必要に応じて訪問して面接を実施することができるようにしている。また、実施することができないと判断した場合には、検査日を別日に設定することとする。先ほどと同様に、志願者が医ケア児等の場合には、更に別日を検査日として実施できるとし、必要に応じて訪問して面接を実施することができるとしている。②検査日が臨時休業中ではない場合については予定どおり実施する。ただし、志願者が医ケア児等である場合は、先ほどと同様、別日の設定、訪問による面接実施の対応をとることができるとしている。(3) 志願者の居住地または学校の所在地域の感染状況により、受検困難な場合である。①、②は県外からの受検を想定した対応である。①移動ができない場合は、直接の面接という方法を変更して、検査を実施することを認めることがあるとしている。昨年度は、県外からの本県特別支援学校志願者に、オンラインで面接を行ったケースが1件あった。②移動の制限がない場合には、感染予防の観点から、県教委が別会場を用意し、実施することがあるとしている。昨年度は該当する事例はなかった。③は、当初から訪問面接による実施を行う予定であった志願者が入院している場合には、面接官の訪問が困難な場合が考えられる。その場合には、方法を変更して検査することも認めることがあるとしている。昨年度は入院している志願者に、医療機関の協力を得てオンラインで面接を行ったケースが3件あった。これら(3)①②③については、いずれも特別支援教育課と協議の上、実施方法を判断する。

———原案のとおり了承

## 報告第54号 令和4年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰について（保健体育課）

○徳永保健体育課長 資料5の1をお願いする。この表彰は、1 趣旨に記載のとおり、学校保健及び学校安全の普及と向上に尽力し多大な成果をあげた個人や学校等を文部科学大臣が表彰するものである。今年度は島根県からは学校保健表彰に3名、学校安全ボランティア活動奨励賞に2団体の受賞が決定した。特に学校安全ボランティア活動奨励賞については、県内からは8年ぶりの受賞となった。

2 11月10日に、岩手県盛岡市で3年ぶりに、表彰が行われることになっている。

3 被表彰者・団体を簡単に御紹介する。学校保健表彰の1人目は、出雲市の山岡忠栄さんである。昭和63年から現在まで33年あまり、平田地区の小・中学校の学校医として、家庭での食生活や生活習慣病の予防・感染症対策などの指導助言に務めてこられた。2人

目は出雲市の伊藤本さんである。平成元年から現在まで32年余り、斐川地区の幼稚園・小学校の園医・学校医として、疾病予防の指導など幼児・児童の健康保持増進に努めてこられた。3人目は益田市の小村克徳さんである。昭和51年から現在まで46年余り、益田市内の小・中・高等学校の学校歯科医として、早期治療の必要性や歯科疾患と食習慣との関わりなど、歯科疾患の予防教育に務めてこられた。

下の表、学校安全ボランティア活動奨励賞の1団体目は、大田市のかawaiiみまもりたいである。平成16年から18年間、地元住民による自主防犯組織として、地元自治会やまちづくりセンターと連携し、学校周辺や通学路の安全確認、危険個所の把握等に尽力してこられた。2団体目は松江市の竹矢寿会連合会である。平成20年から14年間、児童の下校時の安全確保を目的に、地域の見守り隊として、児童をはじめ住民の安全確保に尽力してこられた。さらに、見守り活動だけではなく、交通安全かかし作り等を通じて、子どもたちと交流するなど、安全・安心の観点から、学校教育活動にも取り組んでいる。

——原案のとおり了承

#### 報告第55号 令和4年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について（社会教育課）

○野々内社会教育課長 6ページをお願いします。この表彰は、1 趣旨のとおり、多年にわたって、社会教育の振興に功労のあった個人や団体を文部科学大臣が表彰するものである。

2 今年度の被表彰者は出雲市在住の飯塚たか子さんである。

3 功績の概要は平成13年から18年まで、出雲中央図書館おはなし会ボランティア団体代表として子どもの読書に係る活動を行なわれたほか、平成17年から26年までは、しまね子どもの読書等推進の会出雲支部の代表を務められ、市民の読書活動の啓発や会員の資質向上に努められた。また、平成24年から現在に至るまで、県の親子読書アドバイザーも務めておられ、出雲市内の保育所や幼稚園を中心に、乳幼児の保護者に対して、家庭での読み聞かせの大切さや選書のアドバイスを行うなど、読書普及活動に尽力し、社会教育の推進に大きく寄与され、このたび、表彰を受けられることになった。

4 表彰式は、11月2日に文部科学省で行われる予定である。

——原案のとおり了承

野津教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第18号 令和5年秋の叙勲候補者の推薦について（総務課）

——原案のとおり議決

議決第19号 島根県立八雲立つ風土記の丘の指定管理者の指定について（文化財課）

——原案のとおり議決

協議第4号 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜制度の改善方針について（教育指導課）

——資料により協議

報告第56号 令和4年人事委員会勧告及び報告の取扱いについて（総務課）

——原案のとおり了承

報告第57号 令和4年度地域文化功労者文部科学大臣表彰について（文化財課）

○中島文化財課長 資料11ページになる。令和4年度の地域文化功労者文部科学大臣表彰について、本県の文化財保護分野において1名の受賞が決定したので報告する。

この表彰は、1 趣旨のとおり、各地域において、芸術文化の振興や文化財の保護など、地域文化の振興に功績のあった個人や団体の功績をたたえ、文部科学大臣が表彰するものである。

令和4年度は2のとおり、藤岡大拙様が選ばれた。藤岡様は、主要経歴欄にある、荒神谷博物館館長など3つの役職については現職として務められているが、他にも、県立八雲立つ風土記の丘所長や公益財団法人しまね文化振興財団理事長など、長年にわたって多くの経歴を重ねられ、島根の歴史文化、地域文化の振興に多大な貢献をいただいている。

3 表彰式については11月15日に京都で開催される。本件については、報道解禁が11月7日の14時となっているので、非公開の場で報告させていただく。

——原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 15時50分